

3. 都市施設の整備方針

3-1 交通体系

3-1-1 交通体系整備の基本方針

本市の道路は、国道、主要地方道、県道、市道等で構成されています。一部に狭あい道路があるほか、歩道が設置されていない道路やバリアフリー化に対応していない道路も多く見られます。

都市の骨格を形成する主要な道路網は、都市機能の基本的な構成要素であり、計画的に体系化を図ります。併せて、道路網の整備に際しては、円滑な自動車交通の確保と、誰もが歩きやすい歩行者空間の確保及び既存歩道の改修、個性的で魅力的なアメニティ空間としての道路の整備を目指します。

また、本市では自動車依存社会の進展により、日常生活における移動手段として自家用車の利用を前提とする社会構造となっています。このため、公共交通の利用率は低迷しています。コンパクトなまちづくりを目指すうえで、公共交通の利用を前提に歩いて暮らせることは重要です。このことから、公共交通の利用率の向上を図るとともに、市内各所をネットワークでつなぐことによって、より豊かな生活の創出を目指します。

交通体系整備の目標

『豊かな生活と活力ある都市活動を支える交通体系の形成』

交通体系整備の基本方針

- ① 総合的な都市交通体系づくり
- ② 目指す都市構造を牽引する道路づくり
- ③ 人と自然にやさしい道路づくり
- ④ 個性的でアメニティの高い道路づくり
- ⑤ 豊かな歩行者のネットワークづくり
- ⑥ 低炭素社会を目指すための自動車交通が円滑な道路づくり
- ⑦ 便利な公共交通による歩いて生活できる都市づくり

3-1-2 道路網体系（道路の機能分類）

（1）道路網体系整備方針

- 国道 20 号諏訪バイパスの開通を見据えた道路網体系を計画します。
- 国道 20 号諏訪バイパスの開通を、中心市街地の活力の再生の契機とします。
- 上諏訪駅から諏訪湖畔への観光動線を確保します。
- 都市計画道路のうち、概成済み道路及び未整備道路については、都市の将来像の実現に向け、整備優先順位に基づき、計画的に整備します。
- 都市計画道路以外の道路については、地域の実情や緊急度に応じ、順次整備を図ります。
- 道路網体系整備に際しては、人と自然・景観に配慮しつつ、アメニティの高い道路整備と既存歩道の改修に努めます。

（2）道路の機能分類

①主要幹線道路

本市と他市町村を結ぶ道路のうち、主要な道路を主要幹線道路と位置づけます。

主要幹線道路は、本市を訪れる交通に加え、他市町村間を往来する交通の市街地への流入を防ぐ機能を持ち、国・県・地域の広域幹線道路として位置づけられます。

表 主要幹線道路

都市計画 道路番号	道 路 名	主 要 な 機 能
	中央自動車道西宮線	広域的な主要都市間を連絡する機能を担う。
	（仮称）都市計画道路 国道 20 号諏訪バイパス	近隣市町村を含め、広域的な都市間を連絡する道路で、交通需要の増大、災害時の緊急輸送路としての機能を担う。
3・4・19	四賀上諏訪線 （国道 20 号）	諏訪市の中心市街地を通過し、近隣市町村を含め、広域的な都市間を連絡する機能を担う。
3・4・26	新川線	諏訪湖西岸の都市間連絡機能を担う。主要地方道岡谷茅野線のバイパス機能も担う。

②幹線道路

主要な道路である主要幹線道路を補完し、近隣市町村との連絡や主要な地域内交通を処理する役割を担う道路を幹線道路と位置づけます。

表 幹線道路

都市計画 道路番号	道 路 名	主 要 な 機 能
	主要地方道 諏訪辰野線	諏訪市と辰野町との連絡機能を担う。
	主要地方道 諏訪白樺湖小諸線	諏訪市から白樺湖を經由して小諸市との 連絡機能を担う。
	一般県道 諏訪茅野線	諏訪市と茅野市との連絡機能を担う。
	一般県道 諏訪湖四賀線	諏訪インターチェンジ北側の四賀地域と 諏訪湖畔との連絡機能を担う。
	一般県道 神宮寺諏訪線	国道 20 号と中洲地域西部との連絡機能を 担う。
3・3・1	湖周線	観光及び市西部と中心市街地との連絡機 能を担う。
3・5・7	大手豊田線	市西部と上諏訪駅及び中心市街地との連 絡機能を担う。
3・5・16	白狐東線	市平坦部の中央で東西市街地の連絡機能 を担う。
3・4・17	湖岸武津線	国道 20 号と諏訪湖畔の連絡機能を担う。
3・4・18	神戸田辺線	国道 20 号、諏訪インターチェンジと湖南 地域南部との連絡機能を担う。
3・4・21	中央幹線	諏訪インターチェンジと諏訪湖畔との連 絡機能を担う。一般県道諏訪湖四賀線のバ イパス機能も担う。
3・5・22	神宮寺線	諏訪インターチェンジと諏訪大社上社周 辺との連絡機能を担う。
3・6・25	白狐西線	湖南地域と中洲地域との東西の連絡機能 を担う。

③補助幹線道路

市街地内の道路体系を形成し、主要幹線道路、幹線道路相互の連絡、または主要地域間を連絡する道路を補助幹線道路と位置づけます。

表 補助幹線道路

都市計画 道路番号	道 路 名	主 要 な 機 能
3・5・3	中浜線	中心市街地北部の東西連絡と幹線道路へ誘導する機能を担う。
3・4・4	鶴遊館線	国道20号と諏訪湖畔との連絡機能を担う。
3・4・5	柳並線	上諏訪駅西口と温泉街・諏訪湖畔との連絡機能を担う。
3・5・6	駅前線	上諏訪駅周辺の開発を支援する機能を担う。
3・5・9	本丸線	国道20号と市役所、諏訪湖畔との連絡機能を担う。
3・6・11	立石線	国道20号諏訪バイパスと中心市街地との連絡機能を担う。
3・4・12	横湾幹道線	大手豊田線と白狐東線を補完する機能を担う。
3・5・14	湖明三線路	中心市街地の南北交通を幹線道路に誘導する機能を担う。
3・5・23	神宮寺文出線	新川線及び中央幹線を補完し、上川左岸の住宅市街地の南北交通機能を担う。
3・4・24	四谷線	大手豊田線と白狐西線を補完する機能を担う。
3・6・27	岡谷茅野線 (主要地方道岡谷茅野線)	市の西部を通過し、岡谷市と茅野市を連絡する機能を担う。
3・4・28	広瀬橋線	市街地内の交通を幹線に誘導する機能を担う。
3・4・29	沖田線	市街地内の交通を幹線に誘導する機能を担う。
3・5・30	沖田江川線	市街地内の交通を幹線に誘導する機能を担う。
3・5・31	江川橋線	市街地内の交通を幹線に誘導する機能を担う。

※7・5・3砂原線は区画街路のため補助幹線としない。

④その他道路

国道20号諏訪バイパスの開通を、本市の中心市街地の活性化につなげるため、国道20号諏訪バイパスと中心市街地を連絡する道路について、その機能や位置等を検討します。

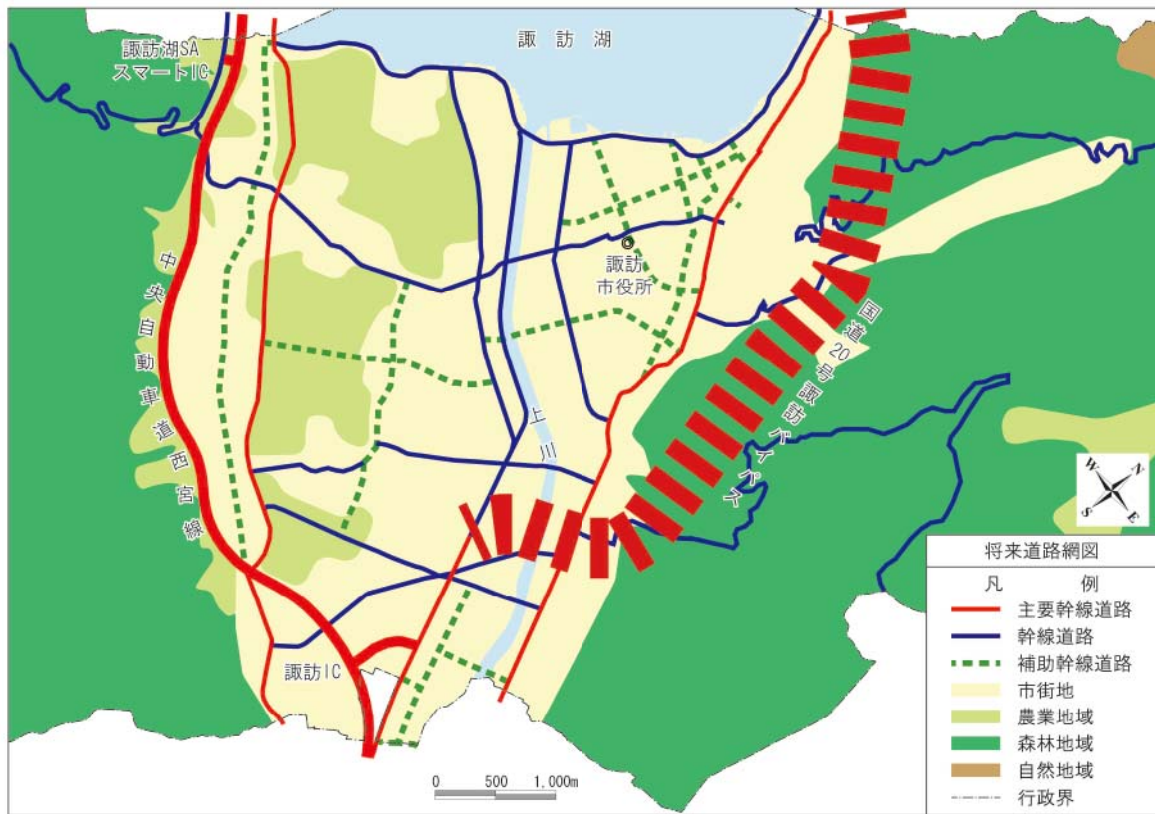


図 将来道路網



都市計画道路四賀上諏訪線

3-1-3 都市計画道路の整備

(1) 整備方針

- 都市計画道路は、都市の骨格を形成する主要な道路として決定されていることから、優先的に整備することを基本的な方針とします。
- 社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて都市計画道路の見直しを実施し、計画的な道路整備に努めます。
- 都市計画道路環状山の手線(国道20号諏訪バイパス)の整備を促進するとともに、都市計画道路立石線など、都市計画道路環状山の手線(国道20号諏訪バイパス)と中心市街地を連絡する道路の整備を検討します。
- 都市計画道路の整備に際しては、歩道の確保、街路樹等の緑化の推進など、アメニティの確保を目指します。

(2) 主要幹線道路の整備

- 道路交通の主要な骨格を形成するため、主要幹線道路の整備主体である国・県に対して、都市計画道路四賀上諏訪線、環状山の手線(国道20号諏訪バイパス)、新川線の早期の整備を要望します。

(3) 幹線道路の整備

- 近隣市町村との連絡や主要な地域内交通を処理する役割を担う幹線道路の都市計画道路湖岸武津線の早期の整備を要望するとともに、都市計画道路神戸田辺線、大手豊田線の整備を促進します。

(4) 補助幹線道路の整備

- 市街地内の道路体系を形成し、主要幹線道路、幹線道路相互の連絡、または主要地域間を連絡する補助幹線道路の整備を促進します。
- 都市計画道路柳並線の延伸について、上諏訪駅西口と諏訪湖を結ぶ観光機能を持つ道路として整備を推進します。

3-1-4 誰もが使いやすい道路整備

(1) 観光を支援する道路の整備

- 鉄道を利用して訪れる観光客の利便を向上させるため、都市計画道路柳並線の延伸により、上諏訪駅西口から諏訪湖まで通ずる道路を整備します。また、併せて上諏訪駅西口の再整備を検討します。
- 中央自動車道西宮線を利用して訪れる観光客の利便を向上させるため、諏訪湖サービスエリアへのスマートインターチェンジの設置に対応します。

(2) 生活道路の整備

- 都市計画道路以外の道路について、必要に応じた維持・修繕を行うとともに、狭あい道路の整備を検討します。
- 多くの歩行者の利用が見込まれる道路については、歩道の設置を検討します。

(3) 徒歩や自転車で暮らすことのできるネットワークの形成

- 誰もが快適に利用できる歩行者ネットワークを形成するため、歩道の緑化、ストリートファニチャー*の設置等、個性的でアメニティの高い歩道の整備及び既存歩道の改修に努めます。
- 自転車利用者が安全に通行できる歩道や自転車道の設置に努めます。
- 移動手段の徒歩や自転車への転換を促すことで、低炭素社会の実現を目指します。

(4) 人に優しい道路の整備

- バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進することで、誰もが使いやすい道路を整備します。

3-1-5 公共交通の利用率向上

(1) 上諏訪駅周辺の利便の向上

- 公共交通の利用向上を目指すために、交通結節点である上諏訪駅周辺に公共交通の起点となるバスターミナルの設置を検討します。
- 鉄道利用者や観光客の利便の向上を目指し、駅の橋上化を検討します。

(2) 公共交通網の見直し

- 公共施設や医療・福祉施設、商業施設等の立地や、市民のニーズを的確に把握し、必要に応じて公共交通網の見直しを行います。
- 公共交通を補完する新たな移動手段の検討を行います。
- 移動手段を選択することができる公共交通網のあり方を検討します。
- 公共交通の利便性向上のため、周辺市町との連携を検討します。

(3) 徒歩や自転車利用の促進による公共交通の利用率の向上

- 短距離の移動のための快適で歩いて楽しい歩行空間を確保することで歩行者を増やし、短・中距離の移動について公共交通の利用率の向上を図ります。
- 移動手段の選択肢として、また、公共交通の補完機能として、短・中距離の移動に自転車を利用することができるよう、歩道や自転車道の整備を行います。

3-2 公園・緑地

3-2-1 公園・緑地整備の基本方針

本市では、総合公園として諏訪市湖畔公園や蓼の海公園、地区公園として諏訪中央公園、その他に近隣公園、街区公園が整備されています。

都市の緑とオープンスペースを構成する公園・緑地等は、本市における水と緑の骨格形成、良好な都市景観の形成、気候の緩和、市民の健康の維持・増進やレクリエーションとしての空間、コミュニティ形成の空間、都市防災に資する空間、観光資源としての空間など、多様な効果と機能を有する基幹的な都市施設となることから、計画的に整備します。

公園・緑地整備の目標

『豊かな緑とふれあい共生する潤いのある都市空間の創出』

公園・緑地整備の基本方針

- ① 誰もが生活に豊かさを取り入れることのできる公園・緑地の維持・整備
- ② 公園施設の計画的な維持・管理
- ③ 各河川沿い、諏訪湖畔の緑地の有効活用
- ④ 市街地における緑の維持と緑化の推進
- ⑤ 水と緑のネットワークの形成

3-2-2 公園・緑地整備の取り組み内容

(1) 都市公園等の整備

- 総合公園である諏訪市湖畔公園、蓼の海公園は、市民の憩いの場であるとともに観光資源でもあることから、計画的な維持・管理、整備を進めます。
- 地区公園である諏訪中央公園は、公園施設も含めた計画的な維持・管理、整備を進めます。
- 立石公園、西山公園等の近隣公園は、市民の憩いの場として計画的な維持・管理、整備を進めます。
- 尾玉公園、中島公園、高田公園等の街区公園は、地域のコミュニケーションを維持する場として計画的な維持・管理、整備を進めます。
- 1号柳並公園等の緑地は、計画的な維持・管理、整備を進めます。
- 新たな公園・緑地を整備する際には、市民の意見に基づいた多様なニーズを取り入れ、集いや憩いの場となるよう配慮します。

(2) 緑の保全・活用と調和

- 用途地域内に残されている樹林や緑地の保全を図ります。

- 良好な景観の背景となる山地の緑を保全します。

(3) 市街地緑化の推進

- 公共施設周辺や道路の街路樹等の緑を適正に管理するとともに、計画的な市街地緑化を推進します。
- 生け垣の造成や建物の壁面緑化、屋上緑化等、民間の緑化を促します。

(4) 水と緑の散歩道の形成

- 周辺市町と連携し、観光資源としての諏訪湖畔の一体的な維持・管理、整備を推進します。
- 健康志向の高まりを受け、河川沿いの緑や社寺林、公共施設緑地などを連携させた緑の散歩道を形成します。
- 県や岡谷市、下諏訪町と連携し、諏訪湖周にサイクリングロードを整備します。
- 多様なレクリエーションのあり方に対応するため、緑の有効活用を検討します。



白狐公園

3-3 下水道

3-3-1 下水道整備の基本方針

下水道は、諏訪地方のシンボルである諏訪湖やこれに流入する河川等の公共水域の水質保全、市民の文化的で快適な生活環境の創出、浸水の防除等を目的として、本市では昭和48（1973）年度に事業に着手し整備を進めています。

今後も、宅地化の動向、企業等の立地状況に対応するため、必要に応じて諏訪市公共下水道基本計画や事業計画を見直し、事業を推進します。

また、供用開始区域にある各家庭や企業などへ、下水道への接続を促します。

下水道整備の目標

『清潔で快適な生活と誰もが遊びたくなる水環境の創出』

下水道整備の基本方針

- ① 諏訪市公共下水道基本計画及び事業計画の見直しと整備
- ② 公共下水道の適正な維持・管理
- ③ 清潔で快適な生活の創出

3-3-2 下水道整備の取り組み内容

（1）諏訪市公共下水道基本計画及び事業計画の見直しと整備

- 宅地化の動向、企業の立地動向等を的確に把握し、必要に応じて諏訪市公共下水道基本計画や事業計画を見直します。
- 計画的に公共下水道の整備を推進します。

（2）公共下水道の適正な維持・管理

- 公共下水道の長寿命化*を図るため、計画的な維持・管理を行います。
- 公共下水道の維持・管理に併せて、下水道管路の耐震化を推進します。

（3）清潔で快適な生活の創出

- 公共下水道の供用が開始されている区域については、快適な生活環境を創出するため、下水道への接続を促します。
- 公共下水道の計画区域外では、快適な生活環境の創出、水質や環境保全のために、合併処理浄化槽の設置を促します。

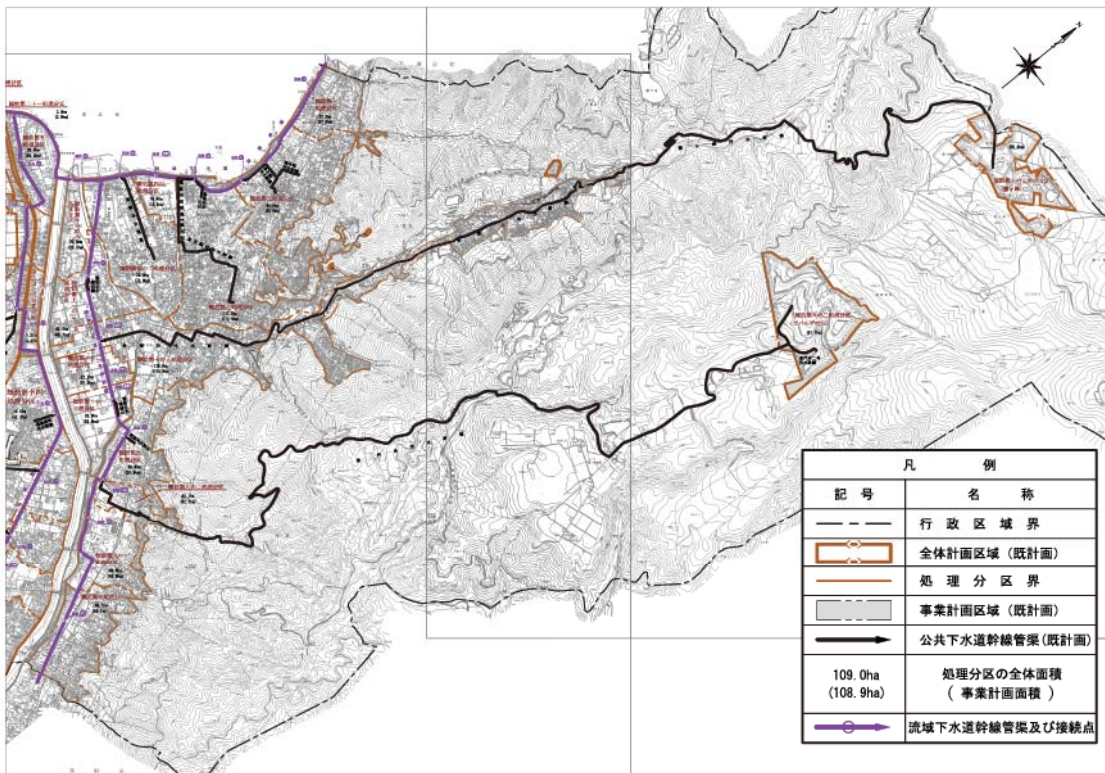
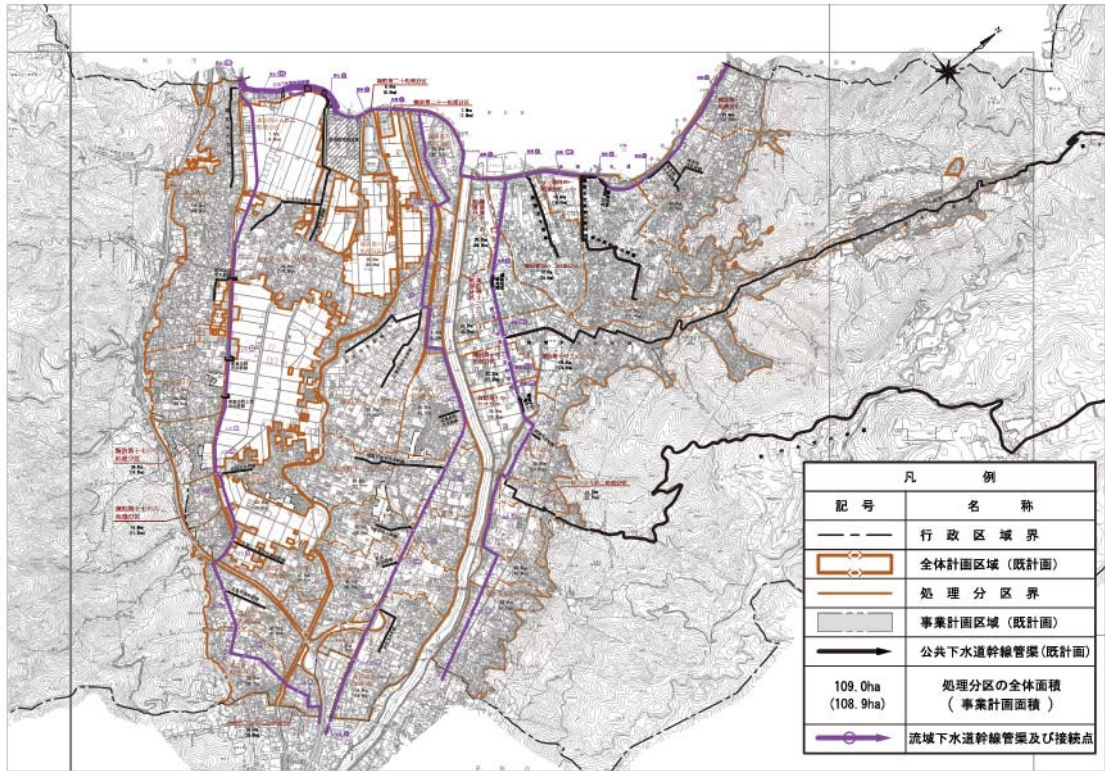


図 下水道計画一般図 (汚水)

3-4 その他都市施設

その他の都市施設について、計画的な維持・管理と、整備等の計画を推進します。



諏訪湖流域下水道豊田終末処理場



公設地方卸売市場

4. 低炭素都市の実現方針

4-1 低炭素都市実現の基本方針

地球温暖化対策は、人類の喫緊の課題となっており、特に、都市部から排出される二酸化炭素を減少させることが課題となっています。

国では、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24（2012）年法律第 84 号）を制定し、低炭素社会の実現に向けた取り組みを行っています。

一方、長野県では、従来のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54（1979）年法律第 49 号）に基づく届出に併せ、平成 29（2017）年度より長野県地球温暖化対策条例及び長野県地球温暖化対策条例施行規則に基づき、ほぼ全ての建物について省エネルギーに関する届出が必要となっています。

今後も、地球温暖化を防止するため、効率の良い低炭素都市づくりを進めます。

低炭素都市実現の目標

『地球環境を守るための持続可能な低炭素都市の創出』

低炭素都市実現の基本方針

- ① 集約型都市構造による低炭素都市の実現
- ② 円滑な道路交通による低炭素都市の実現
- ③ 省エネルギー・再生可能エネルギーの有効利用による持続可能な低炭素・循環型都市への転換

4-2 低炭素都市実現の取り組み内容

（1）集約型都市構造による低炭素都市の実現

- 公共施設や医療・福祉施設、商業施設等の立地を集約することにより、適切な人口密度を維持し、公共交通を有効に利用することで、歩いて暮らすことのできる集約型都市構造を目指します。
- 市内各所に見られる空き家等について、まちなかの再生を図るために、その有効活用を検討します。
- 空き家等について、所有者が有効利用を検討する際の支援を行います。

（2）円滑な道路交通による低炭素都市の実現

- 集約型都市構造により、自家用車の利用を抑制し、低炭素社会の実現を目指します。
- 慢性的な道路の混雑を解消する、国道 20 号諏訪バイパスの早期実現により、低炭素都市づくりを目指します。

(3) 省エネルギー・再生可能エネルギーの有効利用による持続可能な低炭素・循環型都市への転換

- 諏訪市温暖化対策実行計画の必要に応じた見直しと計画の推進により、計画的な低炭素都市づくりを進めます。
- 新たに建設される建物等については、建物の省エネルギー化を促すことで消費エネルギーを削減し、低炭素都市づくりを目指します。
- 周辺環境や景観に配慮しつつ、再生可能エネルギーの導入を検討し、低炭素都市づくりを目指します。



地中熱を利用した冷暖房システム

5. 都市景観の整備方針

5-1 都市景観整備の基本方針

本市は、諏訪湖、霧ヶ峰高原、温泉など豊かな自然環境に恵まれ、また、古墳、城址などの史跡、旧街道沿いや酒蔵などの歴史的街並み、城・寺社・産業遺産・近代建築など、幾多の歴史・文化的建造物を有しています。

一方、湖畔や東山の斜面地には、眺望を売りにした高層の集合住宅や宿泊施設が見られ、自然地形との調和や斜面緑地の分断が課題です。さらに、多くの観光客が通過する主要な道路沿いには、商業施設等の商業看板が多く設置されており、課題となっています。

多様な自然、歴史、文化資源が作り出す景観をバランス良く結びつけ、美しい諏訪らしさの感じられる景観を形成します。

都市景観整備の目標

『自然と歴史と現代が織りなす良好な諏訪景観の形成』

都市景観整備の基本方針

- ① 自然環境や自然景観と調和した都市景観の形成
- ② 田園景観の保全と活用
- ③ 諏訪湖畔の水辺景観の整備
- ④ 諏訪市を特徴づけるまちなかの景観や歴史景観の保全と活用
- ⑤ 道路の位置づけに配慮した沿道景観の創出

5-2 都市景観整備の取り組み内容

(1) 自然環境や自然景観と調和した都市景観の形成

- 東西両山地やまとまりのある自然景観は、本市の景観を構成する重要な要素であると認識し、稜線の切断や山地の大規模開発を抑制し、自然景観を維持します。
- 各河川沿いの景観は、自然環境や河川敷・水辺の利用に配慮した景観を創出します。

(2) 田園景観の保全と活用

- 都市部に残されている田園は、貴重な都市内緑地として位置づけ、その景観を保全し、また、有効に活用します。
- 農地内に散在する住宅等、田園風景を特徴づける景観は、これを保全します。

(3) 諏訪湖畔の水辺景観の整備

- 諏訪湖畔の水辺景観を、観光資源として捉え、都市景観との調和を図りつつ整備します。
- 諏訪湖畔の水辺景観の整備に際しては、周辺市町との連携を図ります。

(4) 諏訪市を特徴づけるまちなかの景観や歴史景観の保全と活用

- 上諏訪駅周辺及び諏訪インターチェンジ周辺は、観光客等が本市を訪れる際の玄関口と位置づけ、景観形成を図ります。
- まちなかに残された歴史的な建物群、高島城、諏訪大社上社、酒蔵等、まちの歴史的な成り立ちを継承した建物を含む歴史的景観を保全します。

(5) 道路の位置づけに配慮した沿道景観の創出

- それぞれの道路の位置づけにふさわしい沿道の景観形成を図ります。



諏訪湖畔の水辺景観



諏訪湖と田園風景

6. 防災都市づくりの整備方針

6-1 防災都市づくりの基本方針

本市は、その地形的な特徴から、東西の両山地沿いにおける土砂災害や平野部における水害など、甚大な被害が予想される災害の発生が危惧されています。また、南海トラフや糸魚川ー静岡構造線断層帯に起因する大規模地震による被害も懸念され、中心市街地における老朽建物の密集は災害を大きくする要因として危惧されています。

これらの災害は、市民生活に多大な影響を及ぼすばかりでなく、企業活動への影響も懸念され、地域経済にも影響を及ぼします。

本市ではハザードマップを作成し、各種災害の危険性を広く市民に周知しています。地震や風水害などの自然災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるよう防災体制を確立するとともに、防災都市づくりを推進します。

防災都市づくりの目標

『災害を未然に防ぎ誰もが安心して暮らすことのできる都市の形成』

防災都市づくりの基本方針

- ① 土地利用誘導や法規制による災害の防止
- ② 都市型災害に対応する道路の整備
- ③ 緊急輸送路、避難路として機能する道路の整備
- ④ 関係機関と連携した災害対策の推進
- ⑤ 民間建物の耐震化の推進
- ⑥ 事前復興の考え方に基づく迅速な災害復旧体制の構築

6-2 防災都市づくりの取り組み内容

(1) 土地利用誘導や法規制による災害の防止

- 老朽建物が密集している市街地は、土地区画整理事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等の活用による面整備を検討します。
- 都市計画法第9条によって定められている準防火地域、建築基準法第22条によって定められている区域を適正に運用するとともに、必要に応じて見直します。
- 土砂災害防止法により定められる土砂災害警戒区域*、土砂災害特別警戒区域*について、住民への周知の徹底と適正な運用を図ります。

(2) 都市型災害に対応する道路の整備

- 都市型火災の延焼を防止するため、延焼防止帯等の機能を有する都市計画道路などの整備を検討します。

- 災害からの復旧をスムーズに行うため、道路整備に際して電気、ガス、水道、下水道等の共同溝の設置を検討します。
- 下水道等の適正な運用により、雨水を効率的に排水します。

(3) 緊急輸送路、避難路として機能する道路の整備

- 災害が発生した際に、救援活動がスムーズに行える緊急輸送路、市民が安全に避難することのできる避難路となる道路等の整備を推進します。

(4) 関係機関と連携した災害対策の推進

- 県が管理する諏訪湖、河川等について、災害を防止するための安全性の向上を要望します。
- 砂防事業、治山事業等、県が実施する防災事業の推進を要望します。

(5) 民間建物の耐震化の推進

- 大規模地震の発生に備え、住宅等の建築物の耐震改修を促すことで、都市の防災力を高めます。

(6) 事前復興の考え方に基づく迅速な災害復旧体制の構築

- 大規模な災害が発生する前に、様々な事態を想定し、災害が発生した後の、応急対応や復旧・復興に必要な体制をあらかじめ整備・構築しておく「事前復興」について検討します。



図 将来の緊急輸送路

第6章 地域別都市づくり構想

1. 地域の設定

地域別都市づくり構想を策定するにあたって地域区分を設定します。地域区分は、行政区、地形等を考慮し、5地域に区分しました。

各地域は、「上諏訪地域」「豊田・湖南地域」「四賀・中洲地域」「西山地域」「東山地域」とします。ただし、西山地域、東山地域は山間部であり、また、長野県立自然公園条例や諏訪市自然環境保護条例の対象区域を含み、景観への配慮等保全を主とした地域となることから、地域別都市づくり構想の対象は平坦部の3地域とします。

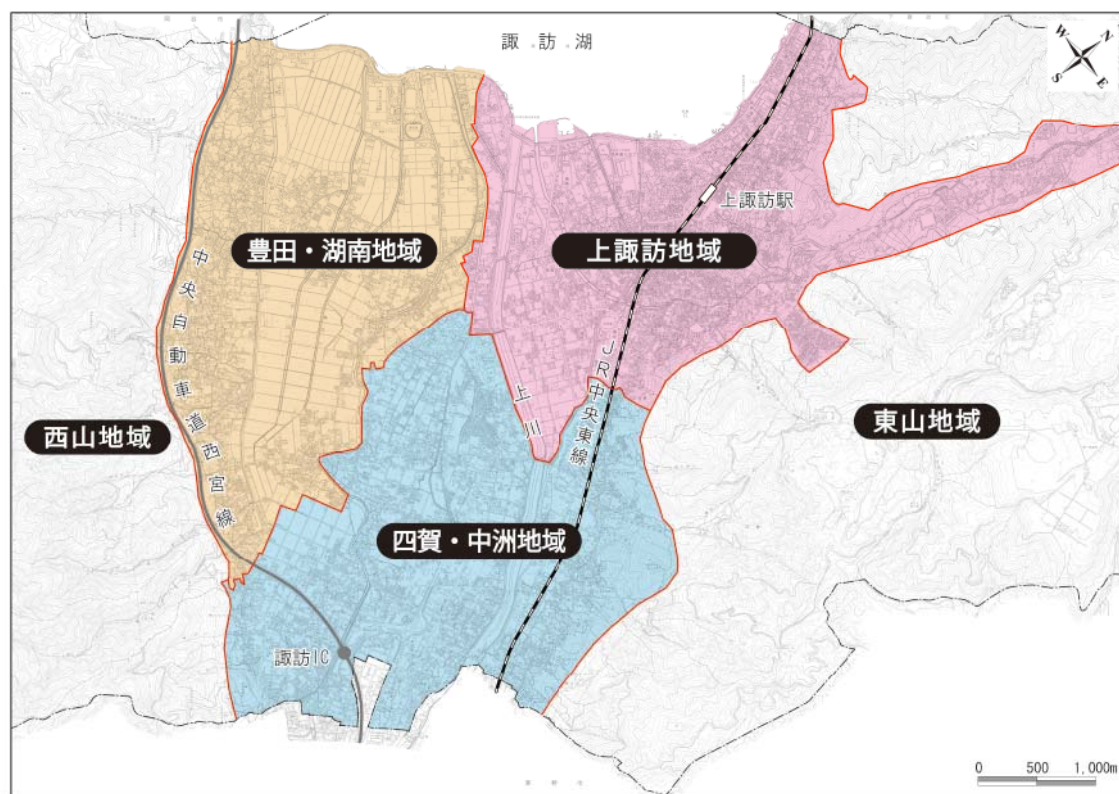


図 地域区分

2. 上諏訪地域の都市づくり構想

2-1 地域の概要と課題

上諏訪地域は、上諏訪駅を中心として古くから本市の商業の中心地として栄えてきた地域です。この商業地のほぼ中央をJR中央東線が通過しており、市街地を東西に分断しています。主要な道路としては、国道20号が位置しており、慢性的な道路の混雑が発生しています。

この地域では人口の集積が見られますが、高齢化が進んでおり、将来は人口の減少が特に進む地域となることが予想されています。

土地利用では、上川沿いの一部地域にまとまりのある農地が残されていますが、近年、この地域でも郊外型の大規模店舗の出店が相次いでいます。また、旧東洋バルヴ諏訪工場跡地について、市有地として取得に向け「諏訪市旧東洋バルヴ諏訪工場跡地取得基金」を設置しており、跡地利用の検討を行っています。

諏訪湖畔には、多くの観光施設や宿泊施設があり、観光の中心となっています。さらに、国・県の出先機関、諏訪市役所、諏訪市図書館、諏訪市文化センター等の公共施設、諏訪赤十字病院や諏訪市総合福祉センターなどの医療・福祉施設も多く集積しています。

地域の東側の山地沿いや角間川沿いには、土砂災害の発生が危惧される地域が見られ、さらに、諏訪湖周辺では浸水被害の発生が危惧される地域が広く分布しています。

また、時代の趨勢^{すうまい}のなかで、上諏訪駅前の商業施設の閉鎖や空き家等の増加など、中心市街地を取り巻く環境は厳しさを増しています。しかし、民間による上諏訪駅前開発が進められ、商業施設や共同住宅等の建設が行われており、中心市街地の賑わいの再興が期待されています。

地域の概要を踏まえ、上諏訪地域における主な都市の課題を整理すると、下記の通りとなります。

【上諏訪地域における主な都市の課題】

- 本市の商業、観光、行政、医療、福祉の中心地域にふさわしい都市機能の集積
- 上諏訪駅周辺の再整備や空き家等の対策などによる中心市街地の活力の再生
- 居住人口の誘導による適正な人口密度とコミュニティの維持
- 徒歩や自転車利用で暮らすことのできる安全・快適な歩道の整備
- 用途地域の指定のない区域の適正な土地利用の誘導と用途地域編入への検討
- 旧東洋バルヴ諏訪工場跡地の有効活用
- 国道20号の慢性的な混雑の解消と国道20号諏訪バイパスの早期実現
- 公共交通の利用促進・利便向上のためのバスターミナルや乗り換え案内板等の設置の検討
- 諏訪湖のある景観、国道20号や市道裏町線沿いの歴史的街並みの観光資源としての保全・活用
- 諏訪湖畔の観光機能の充実と上諏訪駅から諏訪湖畔に直接通じる道路の確保

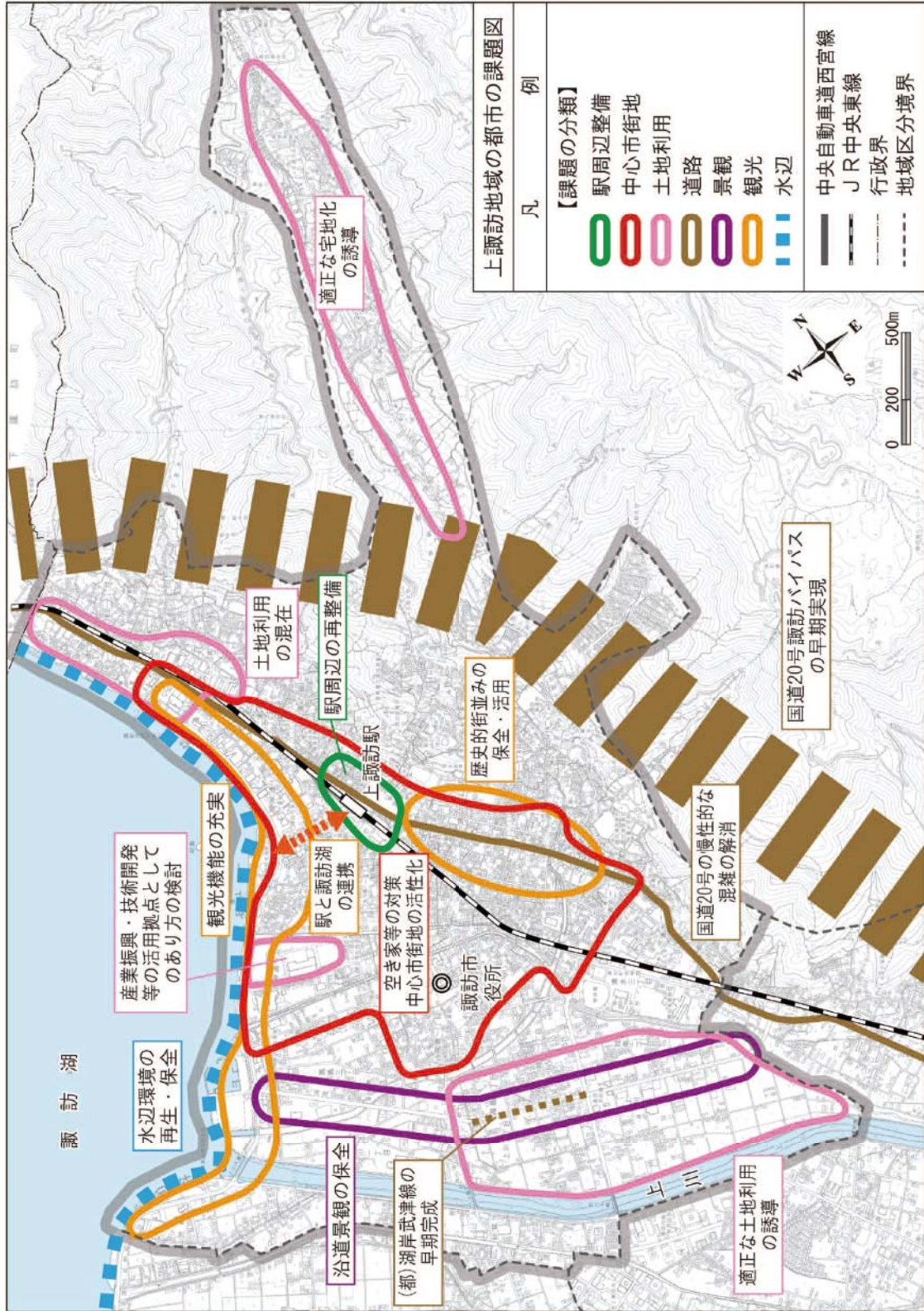


図 上諏訪地域の都市の課題

2-2 地域別構想

(1) 将来像とまちづくりの方向

上諏訪地域は、今後も、都市機能を集約することで歴史的な背景を基本とした本市の中核としての機能を維持し、本市の中心拠点とします。

また、高齢社会を見据え、誰もが住みやすい都市づくりを進めることで居住を誘導し、適正な人口密度による地域のコミュニティの維持を目指します。

さらに、諏訪湖畔の観光資源の機能強化を図り、都市機能の集積と居住、そして交流がバランス良く機能する中心市街地として整備を進めます。

将来像	『人々が出会い、憩い、楽しめ、 かつ安心して住み続けることのできるまちづくり』 を目指して
まちづくりの 方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都市機能の適正配置 ◆ 歩いて暮らすことのできる市街地の形成 ◆ 円滑な市街地交通の確保 ◆ 交流を促進する観光産業の支援

(2) 地域別整備方針

地域の将来像・まちづくりの方向を実現するため、上諏訪地域の整備方針を以下のように定めます。

上 諏 訪 地 域 の 整 備 方 針	
人口・高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地での、適正な年齢構成による人口の維持を図ります。 ● 適正な人口密度を維持することで、コミュニティを維持します。 ● 空き家等の利活用を支援します。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 角間川沿い等の用途地域の指定のない区域において適正な土地利用の誘導を行います。 ● 上川右岸の用途地域の指定のない区域の用途地域への編入を検討します。 ● 適正な土地利用の誘導による住環境の向上を図ります。 ● コンパクトなまちづくりを誘導するための計画的な都市機能の集積を図ります。

上 諏 訪 地 域 の 整 備 方 針	
道 路	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道 20 号諏訪バイパスの早期事業化を図ります。 ● 中心市街地において、安全・快適で歩いて楽しい歩行空間や自転車利用のための空間を創出し、また、既存歩道を改修します。 ● 狭あい道路対策について検討します。 ● 未整備の都市計画道路の早期事業化を検討します。 ● 施工中の都市計画道路湖岸武津線の早期完成を要望します。 ● 上諏訪駅から諏訪湖へ直接アプローチするために、都市計画道路柳並線を延伸します。併せて、上諏訪駅西口の再整備を検討します。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ● 諏訪湖畔での水辺環境の再生、保全、有効活用を検討します。 ● 既存ストックを活用した都市公園等の適正な維持・管理を計画的に行います。
その他 都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道の適正な維持・管理を行います。
市 街 地	<ul style="list-style-type: none"> ● 上諏訪駅前で実施されている民間による開発を支援し、中心市街地の活力の再生を目指します。 ● 中心市街地に多く見られる空き家等の有効活用を検討します。 ● JR中央東線の連続立体交差を検討します。
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車依存社会から公共交通への転換のため、バスターミナルの設置の検討や乗り換え案内板の設置等、公共交通利用環境の整備を推進します。 ● 公共交通を補完する新たな移動手段の検討を行います。
歴史・景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道 20 号や市道裏町線沿いの歴史的街並みを保全するとともに、有効に活用します。 ● 諏訪湖のある景観を観光資源としてまちづくりに活かすため、景観の保全に努めます。 ● 観光客が多く利用する道路沿いの沿道景観を保全するため、景観住民協定地区の見直しや新たな協定締結を促します。
観 光	<ul style="list-style-type: none"> ● 諏訪湖畔の観光機能の充実を図ります。 ● 上諏訪駅から諏訪湖へ直接アプローチするために、都市計画道路柳並線を延伸します。併せて、上諏訪駅西口の再整備を検討します。 ● 県や岡谷市、下諏訪町と連携し、諏訪湖周にサイクリングロードを設置します。
防 災	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が危惧される区域の周知を図るとともに、密集市街地を解消するための面整備等、都市防災のあり方について検討します。 ● 緊急輸送路に指定されている都市計画道路の早期整備を検討します。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市機能の適正配置による、歩いて暮らすことのできる地域を目指します。 ● 旧東洋バルヴ諏訪工場跡地について、産業振興・技術開発等の活動拠点としてあり方を検討します。

3. 豊田・湖南地域の都市づくり構想

3-1 地域の概要と課題

豊田・湖南地域は、上川と西部の山地の間に位置する地域です。

この地域の集落は、主要地方道岡谷茅野線や都市計画道路大手豊田線沿いに発達し、特に主要地方道岡谷茅野線周辺は歴史的に古い集落です。地域人口の多くはこれらの集落に居住しており、人口密度が高い地区も見られますが、主要地方道岡谷茅野線周辺では高齢化率が高く、地域コミュニティの維持が難しい地区もあります。

土地利用では、地域の中央部にまとまりのある農地が残されており、本市の農業生産の基幹として位置づけられ、観光農園も見られます。しかし近年では、優良農地内で宅地が開発されることによる土地利用の混在が起きています。

また、主要道路の沿道には一部店舗も見られますが多くは住宅であり、生活に関わりの深い施設の集約は見られません。

諏訪湖沿いにはいくつかの観光施設が位置するとともに、諏訪湖流域下水道豊田終末処理場や、その余熱や温泉を利用したスポーツ施設のすわっこランド、諏訪湖スタジアムやスポーツ広場などがある諏訪中央公園も位置しており、多くの市民や観光客でにぎわっています。

地域の西側の山地沿いには、土砂災害の発生が危惧される地域が見られ、さらに、諏訪湖周辺及び新川の東側では浸水被害の発生が危惧される地域が広く分布しています。

また、都市計画道路新川線の整備事業が進められており、諏訪湖サービスエリアへのスマートインターチェンジ設置に向けた検討もなされています。

地域の概要を踏まえ、豊田・湖南地域における主な都市の課題を整理すると、下記の通りとなります。

【豊田・湖南地域における主な都市の課題】

- 本市の農業生産の基幹であるまとまりある農地と田園風景の保全
- 主要地方道岡谷茅野線周辺の歴史的に培われた住環境や景観の保全
- 居住人口の誘導による適正な人口密度とコミュニティの維持
- 諏訪湖畔の観光機能の充実と水辺環境の再生、保全、活用
- 諏訪湖サービスエリアへのスマートインターチェンジの対応

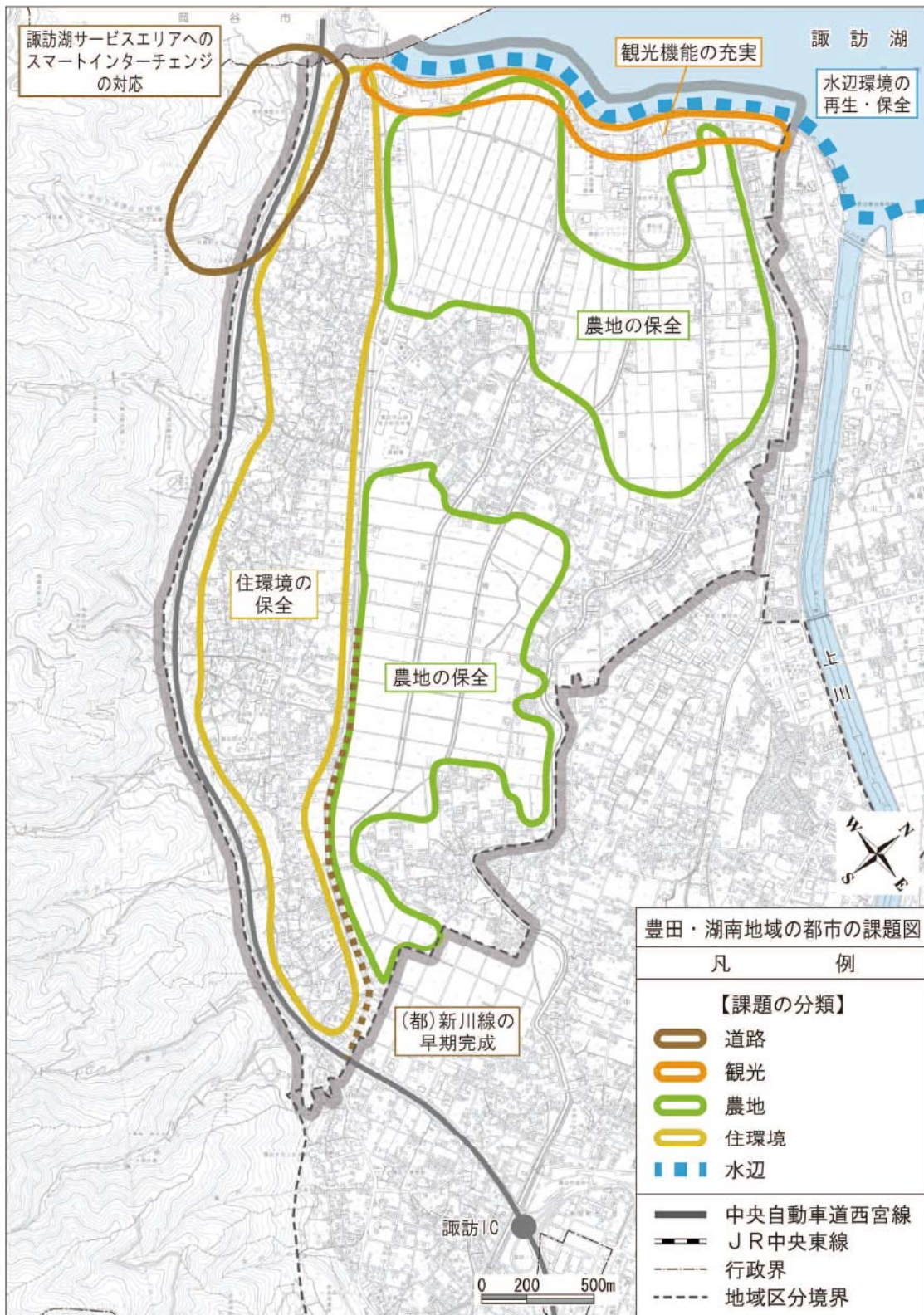


図 豊田・湖南地域の都市の課題

3-2 地域別構想

(1) 将来像とまちづくりの方向

豊田・湖南地域は、西部の山麓に広がる緑豊かな住宅地やまとまりのある農地を保全し、四季やうるおいを感じることでできるまちを目指します。

さらに、諏訪湖サービスエリアへのスマートインターチェンジの設置に対応した、新たな交通体系の構築を検討します。

将来像	『水と緑につつまれて四季を感じられる うるおいのあるまちづくり』 を目指して
まちづくりの 方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まとまりのある農地と希少な田園風景の保全 ◆ 主要地方道岡谷茅野線周辺における既存集落の住環境の保全 ◆ 新たな交通体系への対応

(2) 地域別整備方針

地域の将来像・まちづくりの方向を実現するため、豊田・湖南地域の整備方針を以下のように定めます。

豊田・湖南地域の整備方針	
人口・高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住人口の誘導による適正な人口密度と、コミュニティを維持します。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● まとまりのある農地を保全します。 ● 都市計画道路新川線沿いの土地利用について検討します。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画道路新川線の早期完成を要望します。 ● 主要な道路沿いにおいて、安全・快適で歩いて楽しい歩行空間や自転車利用のための空間を創出し、また、既存歩道を改修します。 ● 狭あい道路対策について検討します。 ● 未整備の都市計画道路の早期事業化を検討します。 ● 諏訪湖サービスエリアのスマートインターチェンジについて、周辺整備も含めた対応を検討します。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ● 諏訪湖畔での水辺環境の再生、保全、有効活用を検討します。 ● 西山公園等の既存の都市公園について、適正に維持・管理します。 ● 歩いて公園を利用することができるよう、都市公園の適正な配置を検討します。
その他 都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道の適正な維持・管理を行います。 ● 諏訪市公設地方卸売市場のあり方を検討します。

豊田・湖南地域の整備方針	
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車依存社会から公共交通への転換を促します。 ● 公共交通を補完する新たな移動手段の検討を行います。
歴史・景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 諏訪湖のある景観を観光資源としてまちづくりに活かすため、景観の保全に努めます。 ● 観光客が多く利用する道路沿いの沿道景観を保全するため、新たな協定締結を促します。
観光	<ul style="list-style-type: none"> ● 諏訪湖畔の観光機能の充実を図ります。 ● 県や岡谷市、下諏訪町と連携し、諏訪湖周にサイクリングロードを設置します。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が危惧される区域の周知を図るとともに、都市防災のあり方について検討します。 ● 緊急輸送路に指定されている都市計画道路の早期整備を検討します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活を維持するための商業施設等の立地を支援します。



整備中の新川線



西山公園

4. 四賀・中洲地域の都市づくり構想

4-1 地域の概要と課題

四賀・中洲地域は、本市の南部、上川の左右岸に位置する地域です。

上川の左岸側では、土地区画整理事業や民間による小規模宅地開発が行われ、多くの住宅が建設されたことにより、人口密度が高い地区が見られるとともに、年齢構成においても年少人口（15歳未満）の割合が高く、高齢化率が低い地区となっています。将来も人口密度が高い状況が続くと推計されています。一方、上川の右岸側では、人口密度はやや高くなっていますが、今後、人口は減少すると推計されています。

土地利用については、上川の左岸で、諏訪インターチェンジから続くサンリッツロード沿いに多くの商業施設の集積が見られ、本市の郊外型商業地として多くの市民が訪れる場となっています。さらに、その周辺には新興住宅地が多く見られます。また、第一精密工業団地は工業専用地域に、諏訪市総合物流団地は工業地域に指定されていることから多くの工場等が集積し、ほぼすべての区画が利用されている状況にあります。加えて、諏訪インターチェンジ西側の用途地域の指定のない区域にも、工場の集積が見られます。

一方、上川の右岸では、国道20号沿いの一部に工場や商業施設は見られますが、まとまりのある土地利用とはなっておらず、住宅中心の土地利用であり、旧甲州街道沿いは歴史的に古い集落となっています。

また、土地区画整理事業により設置された公園や上川沿いの緑地などがあり、周辺住民の憩いの場となっています。観光面では、諏訪大社上社、諏訪市博物館等が位置しており、多くの観光客が訪れる場となっています。

地域の西山及び東山沿いには、土砂災害の発生が危惧される地域があり、また、概ねJR中央東線から新川までの区域で洪水による浸水被害が想定されています。

主要な道路としては、国道20号及び国道20号諏訪バイパスが位置していますが、特に国道20号諏訪バイパスは飯島境から未整備であることから、通過交通の市街地への流入を招いており、市街地が混雑する要因のひとつとなっています。

地域の概要を踏まえ、四賀・中洲地域における主な都市の課題を整理すると、下記の通りとなります。

【四賀・中洲地域における主な都市の課題】

- 諏訪大社上社周辺の歴史的景観の保全と観光機能の充実
- 旧甲州街道沿いの歴史的に培われた住環境の保全
- 居住人口の誘導による適正な人口密度とコミュニティの維持
- 用途地域の指定のない区域の適正な土地利用の誘導
- 諏訪圏域での広域調整による効率的な事業展開を支援するための、第一精密工業団地、諏訪市総合物流団地への工業・流通の集積の維持
- 国道20号の慢性的な混雑の解消と国道20号諏訪バイパスの早期実現
- 多くの観光客が往来するサンリッツロード沿道などの景観形成

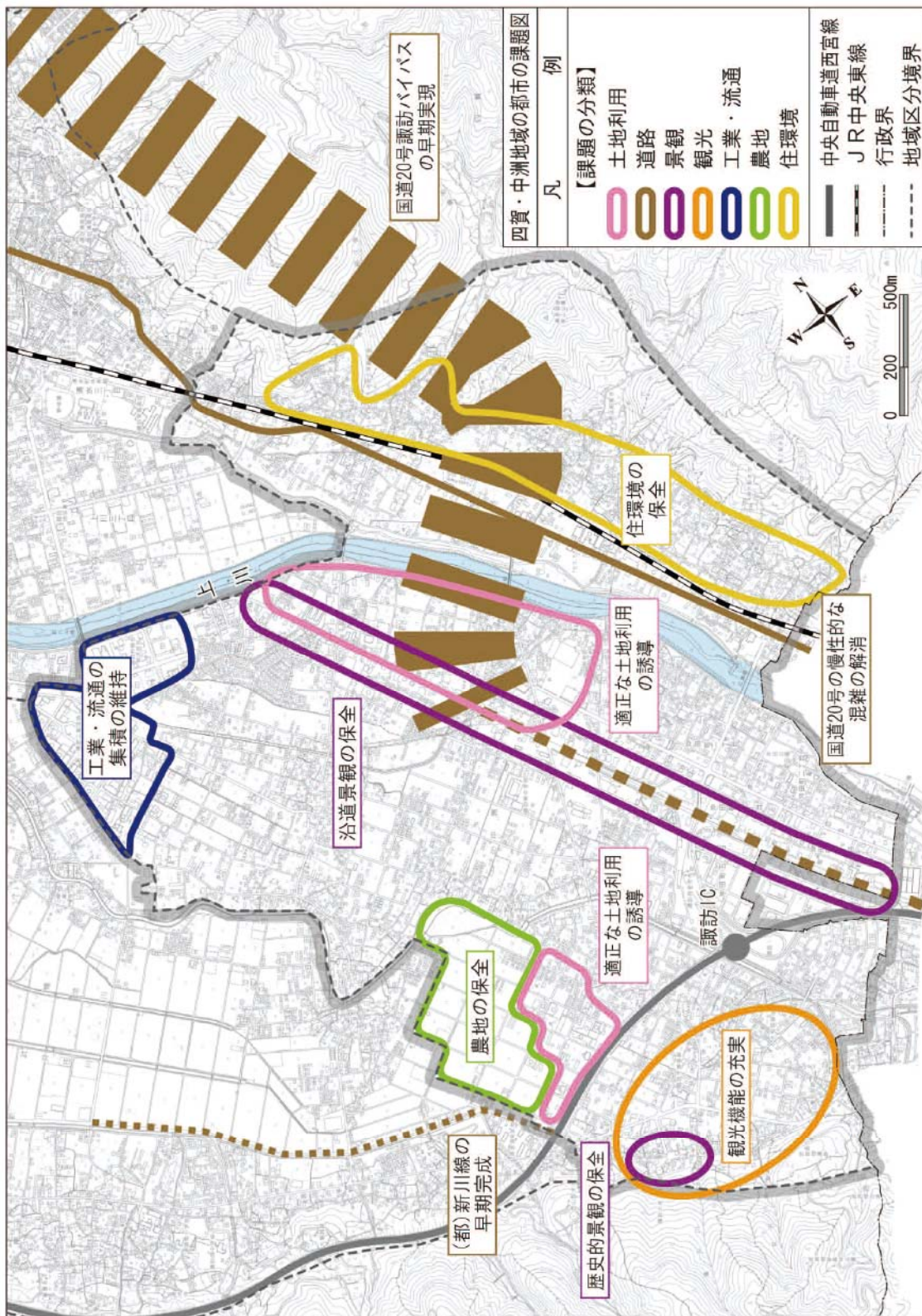


図 四賀・中洲地域の都市の課題

4-2 地域別構想

(1) 将来像とまちづくりの方向

四賀・中洲地域は、諏訪大社上社周辺に形成されている歴史的景観を活かしたまちづくりを進めます。

また、旧甲州街道沿いの良好に保たれている住環境を維持します。

さらに、新たに形成されたサンリツロード沿いの新市街地について、役割を明確にするとともに適正な発展と観光資源としての沿道景観の形成を図ります。

将来像	『諏訪の歴史を継承しつつ、 新たな活力拠点として発展するまちづくり』 を目指して
まちづくりの 方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 諏訪大社上社周辺の歴史的景観を活かしたまちづくり ◆ 旧甲州街道沿いの住環境の保全 ◆ 新市街地の役割の明確化と適正な発展 ◆ 観光資源としての沿道景観の形成

(2) 地域別整備方針

地域の将来像・まちづくりの方向を実現するため、四賀・中洲地域の整備方針を以下のように定めます。

四 賀 ・ 中 洲 地 域 の 整 備 方 針	
人口・高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住人口の誘導による適正な人口密度と、コミュニティを維持します。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● まとまりのある農地について保全します。 ● 用途地域の指定のない区域の適正な土地利用の誘導について検討します。
道 路	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道 20 号諏訪バイパスの早期事業化を図ります。 ● 主要な道路沿いにおいて、安全・快適で歩いて楽しい歩行空間や自転車利用のための空間を創出し、また、既存歩道を改修します。 ● 狭あい道路対策について検討します。 ● 未整備の都市計画道路の早期事業化を検討します。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ● 沖田公園等の既存ストックを活用した都市公園等の適正な維持・管理を行います。 ● 歩いて公園を利用することができるよう、都市公園の適正な配置を検討します。
その他 都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道の適正な維持・管理を行います。

四 賀 ・ 中 洲 地 域 の 整 備 方 針	
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車依存社会から公共交通への転換を促します。 ● 公共交通を補完する新たな移動手段の検討を行います。
歴史・景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの観光客が往来するサンリッツロード沿道などの景観の形成を検討します。 ● 諏訪大社上社周辺の歴史的景観を保全します。 ● 観光客が多く利用する道路沿いの沿道景観を保全するため、景観住民協定地区の見直しや新たな協定締結を促します。
観 光	<ul style="list-style-type: none"> ● 諏訪大社上社周辺における観光機能の充実を検討します。
防 災	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が危惧される区域の周知を図るとともに、都市防災のあり方について検討します。 ● 緊急輸送路に指定されている都市計画道路の早期整備を検討します。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ● 諏訪圏域での広域調整による効率的な事業展開を支援するため、第一精密工業団地、諏訪市総合物流団地への工業・流通の集積を維持します。 ● JR中央東線よりも東側の区域で、良好な住環境を維持します。



サンリッツロード



諏訪大社上社周辺

第7章 都市計画マスタープラン実現に向けて

1. 実現化の考え方

本計画は、総合的なまちづくりの指針であり、都市整備に係わる道路、公園・緑地、景観、防災等の個別部門の上位計画として位置づけられます。また、福祉、教育、文化等、様々な分野との連携も必要です。

そのことから、幅広い部門との連携を図りながら、個別部門計画の充実を図っていく必要があります。

ただし、本計画が改定された際に既に策定されている個別計画については、その推進を図るとともに、計画期間終了時や改定の必要が生じた際には、本計画に即した計画の改定を行います。

さらに、近年の住民自らが積極的にまちづくりに参加する気運の高まりを受け、住民のまちづくりに関する認識を深めるとともに、役割分担を明確にすることで、計画の推進を図ります。

2. 実現化の方途

本計画に即した都市づくりを進めるにあたり、それぞれの部門の整備をバランス良く進めることが必要です。そのためには限られた財源、人的資源の有効活用や住民参画への取り組みなど、効率の良い施策の実施が求められます。

そこで、都市の将来像を実現するために、各部門の基本方針を踏まえて、部門ごとの特に重点的に取り組む必要がある事項を実現化の方途として示します。

(1) 土地利用の実現化の方途

- 諏訪市立地適正化計画に位置づけた居住及び都市機能を集約するための施策の実施
- 適正な土地利用を誘導するための用途地域の見直し
- 空き家等の対策の推進
- 上諏訪駅周辺の活性化と地域住民の利便の向上や相互交流を目的とした地域交流センターの整備
- 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業などによる既存市街地の面整備
- 旧東洋バルヴ諏訪工場跡地の適正な土地利用の検討

(2) 交通体系整備の実現化の方途

- 円滑な広域交通を確保するための国道 20 号諏訪バイパスの整備促進
- 都市計画道路柳並線の延伸及び上諏訪駅西口の再整備の検討

- 円滑な都市交通を確保するための優先順位に基づく都市計画道路・市道等の整備推進
- 中央自動車道諏訪湖サービスエリアに設置するスマートインターチェンジへの対応
- 市街地における狭あい道路の整備検討
- 快適な歩行者・自転車空間を確保するための歩道、自転車道等の整備及び既存歩道の改修
- 必要に応じた誰もが使いやすい公共交通網の見直し

(3) 公園・緑地整備の実現化の方途

- 限られた財源を有効に活用するための公園施設の計画的な維持・管理の実施
- 都市アメニティのための都市内緑地、公共施設緑地の保全と活用
- 多様なニーズに対応するための緑の活用方法の検討
- 誰もが安全・快適に利用でき、健康増進や観光等に寄与するための諏訪湖周におけるサイクリングロードの整備促進

(4) 下水道整備の実現化の方途

- 諏訪市公共下水道基本計画の見直しと整備
- 下水道管路の耐震化の推進

(5) 低炭素都市の実現化の方途

- 公共施設や医療・福祉施設、商業施設等の立地の集約と公共交通の活用による効率の良い移動による低炭素社会の実現
- 諏訪市温暖化対策実行計画の推進
- 低炭素社会実現のための再生可能エネルギーの導入の検討

(6) 都市景観整備の実現化の方途

- 諏訪湖畔や河川沿いの水辺景観の保全・維持
- 歴史的な建造物群、高島城、諏訪大社上社周辺等の歴史的景観の保全と観光への活用
- 観光客等のイメージ向上も含めた主要道路沿いにおける沿道景観の形成

(7) 防災都市づくりの実現化の方途

- 住民の生命、財産を守るための災害の危険のある区域等の周知
- 民間建築物の耐震改修の推進
- 事前復興の考え方に基づく迅速な復旧体制の構築

(8) その他の実現化の方途

- 庁内関係各課との連携による円滑な計画の推進
- 民間の公共交通事業者等との連携による計画の推進
- 計画内容と協働のあり方の住民への周知

3. 住民参画による都市づくり

3-1 住民参画の考え方

近年は、住民意識の高まりから、行政の様々な場面で住民の参画を促す取り組みがされています。都市計画を含むまちづくりも、地域の住民や様々な立場の個人、企業等が主体となって進めていくことが必要です。

このまちづくりに住民が参画し行政とともに取り組むためには、都市の将来像や目指すべきまちづくりのイメージ、まちづくりの目標を共有し、密接に連携することが重要です。

このため、本計画に示された「将来都市構造」の実現や「具体的整備構想」「地域別都市づくり構想」を推進するために、下図の体系に基づき住民参画による都市づくりを進めます。

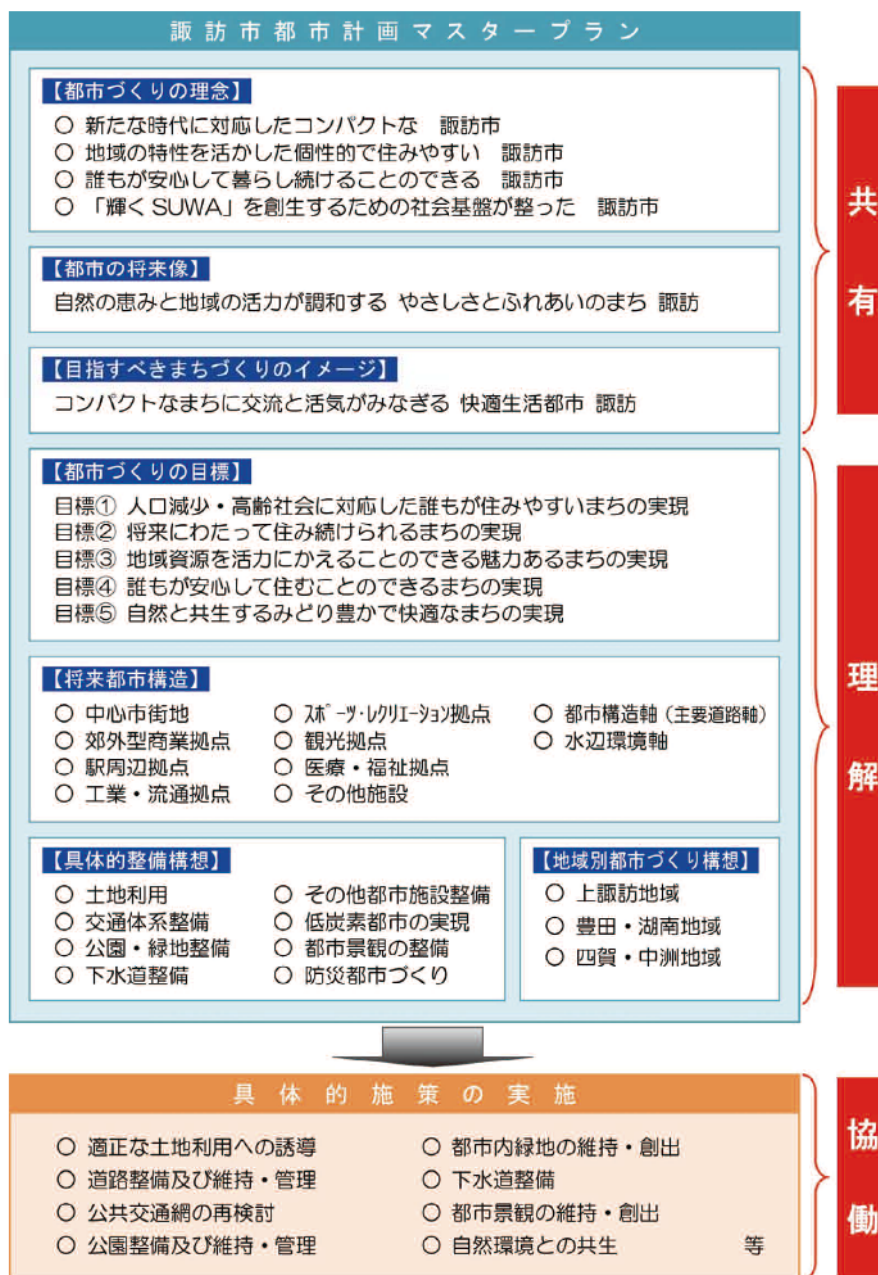


図 住民参画の体系

3-2 住民参画における各主体の役割

これからのまちづくりには、住民の参画が必要不可欠です。そこで、住民、企業、各種団体、行政等の各主体の定義と役割を以下に示します。

また、各主体が連携してまちづくりを進めるための体制づくりを行います。

表 各主体の定義と役割

主体	定義	役割
住民	市民をはじめ、諏訪市に通勤・通学する人、観光等で訪れる人など、諏訪市に関わりのある個人や団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人、団体等の一員として、「自分たちのまちを自らがつくる」「次世代に快適な諏訪市を残す」ということを意識して、それぞれが可能な範囲でまちづくりに参加する。 ○ 自らの日常生活において、本計画に示されているまちづくりを意識し、行動する。
企業	諏訪市内に拠点を置く企業や市内で活動する企業、まちづくりに関心のある企業等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業活動を通じて、まちづくりに参加する。 ○ 企業の持つ専門的な知識や技術を、積極的にまちづくりにも活用する。 ○ 企業の従業員等が取り組むまちづくり活動をサポートする。
各種団体	まちづくりに関連する分野で広く活動するNPO法人や大学等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体が持つ専門知識、技術、ノウハウ等をまちづくりに活かす。 ○ 各種団体が行う活動において、本計画に示されているまちづくりを意識し、行動する。
行政等	諏訪市・長野県・国等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市基盤や施設の整備に際して、住民意向を可能な限り反映する。 ○ 各種整備計画等の策定時には、住民が参画することのできる項目を明確にする。 ○ 住民が自発的に取り組むまちづくりについて、庁内横断的な取り組みによる可能な範囲での支援を行う。 ○ 複数のまちづくり活動について、相互の時期・場所・内容等が重複しないよう、また、活動の連携について調整を行う。 ○ まちづくり活動に関する情報を発信する。 ○ 住民等の要請により、専門家や専門職員等の派遣、助言・相談体制を構築する。

4. 都市づくりの進捗管理

本計画は、2019 年度を初年度とし、2033 年度を目標年度としています。

計画期間が 15 年間と長期にわたることから、進捗管理が重要となります。また、進捗管理の結果、必要に応じた計画の見直しも必要です。

一方、本市では平成 18（2006）年度より事務事業の定期的な自己点検や改善を図るため「行政評価」を実施してきました。また、平成 25（2013）年度からは、従前の事務事業評価に加え、新たに「施策評価」を実施することで、諏訪市総合計画の進行管理のためのマネジメントツールとして活用を図っています。

そこで、本計画の各項目に関し、この行政評価や施策評価を活用した評価を行います。また、評価結果を用いて、必要に応じた計画の改善、見直しを行います。

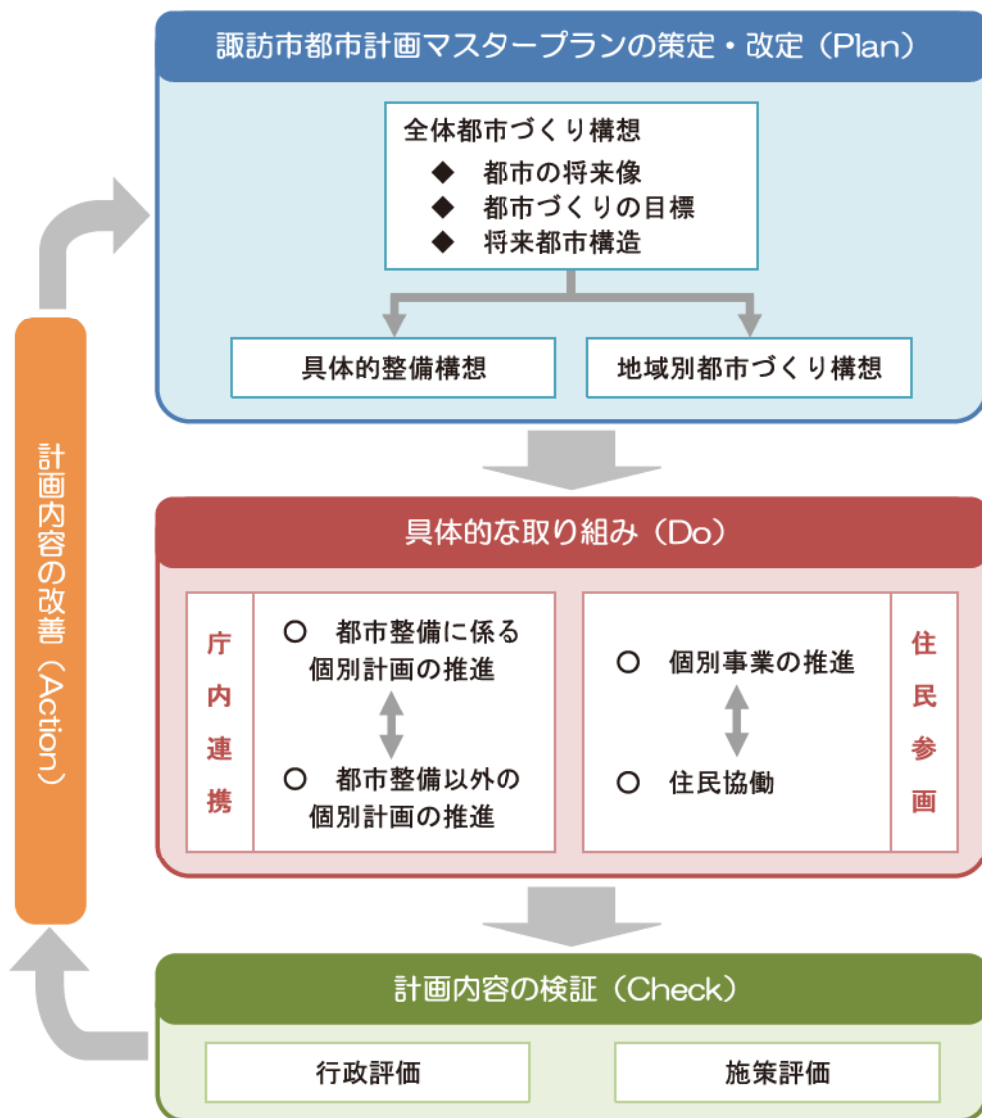


図 都市づくりの進捗管理

附 属 資 料

1. 諏訪市都市計画マスタープラン・諏訪市立地適正化計画の検討過程

1-1 住民参画

名 称	実施時期	概 容
平成 28 (2016) 年度 アンケート調査	平成 28 (2016) 年 9月～10月	○ 市民を対象とした、諏訪市都市計画マスタープランの見直し及び諏訪市立地適正化計画策定に関するアンケート調査
第 1 回市役所ロビー パネル展	平成 28 (2016) 年 10月	○ これからのまちづくりの課題 ○ 立地適正化計画の必要性 ○ 立地適正化計画の概要 ○ 計画策定の流れ
平成 29 (2017) 年度 お出かけ意向調査(若 者向けアンケート調 査)	平成 29 (2017) 年 6月	○ 市内の子育て世帯及び高校生を対象とした、諏訪市都市計画マスタープランの見直し及び諏訪市立地適正化計画策定に関するアンケート調査
第 2 回市役所ロビー パネル展	平成 29 (2017) 年 7月	○ メッシュ調査結果及びアンケート調査結果の概要(人口の分布、公共交通、防災・防犯、これからのまちづくりに関すること)
住民説明会及びワー クショップ	平成 29 (2017) 年 7月～8月	○ 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要説明 ○ アンケート調査結果概要の説明 ○ グループ会議(まちづくりに関する良い点、悪い点、改善を要する点)
第 3 回市役所ロビー パネル展	平成 30 (2018) 年 7月	○ 都市計画マスタープランの検討状況(体系、将来都市構造) ○ 立地適正化計画の検討状況(まちづくりの方針と誘導方針、目指すべき都市の骨格構造、居住誘導区域と都市機能誘導区域)
地区説明会	平成 30 (2018) 年 9月	○ 諏訪市都市計画マスタープラン(案)及び諏訪市立地適正化計画(案)の説明
パブリックコメント	平成 30 (2018) 年 10月	○ 諏訪市都市計画マスタープラン(案)及び諏訪市立地適正化計画(案)に関する意見募集
第 4 回市役所ロビー パネル展	平成 30 (2018) 年 11月	○ 都市計画マスタープランの検討状況(地域別のまちづくり) ○ 立地適正化計画の検討状況(誘導施策、居住誘導区域と都市機能誘導区域、誘導施設)

1-2 諏訪市都市計画マスタープラン改定・諏訪市立地適正化計画策定庁内検討会議

	開催日	概 容
第1回	平成29(2017)年 4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要 ○ 検討の体制 ○ 全体概略日程及び今後の庁内検討会議の開催予定 ○ 平成28(2016)年度アンケート調査結果報告 ○ 前都市計画マスタープランの評価結果と都市計画上の現状と課題 ○ 立地適正化計画策定方針(案)
第2回	平成29(2017)年 11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29(2017)年度お出かけ意向調査(若者向けアンケート調査)結果報告 ○ ワークショップ実施結果報告 <p><都市計画マスタープラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画マスタープランの概要 ○ 諏訪市の現況と課題 ○ 全体都市づくり構想 <p><立地適正化計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居住誘導区域の設定について ○ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定について
第3回	平成30(2018)年 4月25日	<p><都市計画マスタープラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的整備構想 ○ 地域別都市づくり構想 <p><立地適正化計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立地適正化計画の概要 ○ 諏訪市の現況と課題 ○ 立地適正化計画におけるまちづくりの方針 ○ 居住誘導区域 ○ 都市機能誘導区域と誘導施設 ○ 誘導施策
第4回	平成30(2018)年 7月11日	<p><都市計画マスタープラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画マスタープラン実現に向けて ○ 諏訪市都市計画マスタープラン(素案)全体について <p><立地適正化計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 数値目標と評価方法 ○ 諏訪市立地適正化計画(素案)全体について
第5回	平成30(2018)年 11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諏訪市都市計画マスタープラン(案)及び諏訪市立地適正化計画(案)の確認 ○ 地区説明会の開催結果について ○ パブリックコメントの実施結果について

1-3 諏訪市都市計画マスタープラン改定委員会

	開催日	概 容
第1回	平成29(2017)年 7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要 ○ 検討の体制 ○ 全体概略日程及び今後の委員会の開催予定 ○ 平成28(2016)年度アンケート調査結果報告 ○ 平成29(2017)年度お出かけ意向調査(若者向けアンケート調査)結果報告 ○ 都市計画マスタープランにおけるまちづくりの潮流の整理 ○ 前都市計画マスタープランの評価結果と都市計画上の現状と課題 ○ 都市計画マスタープランにおける都市の課題図及び都市づくりの基本理念等の設定 ○ 立地適正化計画策定方針(案)
第2回	平成29(2017)年 11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワークショップ実施結果報告 <都市計画マスタープラン> ○ 都市計画マスタープランの概要 ○ 諏訪市の現況と課題 ○ 全体都市づくり構想 <立地適正化計画> ○ 居住誘導区域の設定について ○ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定について
第3回	平成30(2018)年 5月17日	<ul style="list-style-type: none"> <都市計画マスタープラン> ○ 具体的整備構想 ○ 地域別都市づくり構想 <立地適正化計画> ○ 立地適正化計画の概要 ○ 諏訪市の現況と課題 ○ 立地適正化計画におけるまちづくりの方針 ○ 居住誘導区域 ○ 都市機能誘導区域と誘導施設 ○ 誘導施策
第4回	平成30(2018)年 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> <都市計画マスタープラン> ○ 都市計画マスタープラン実現に向けて ○ 諏訪市都市計画マスタープラン(素案)全体について <立地適正化計画> ○ 数値目標と評価方法 ○ 諏訪市立地適正化計画(素案)全体について
第5回	平成30(2018)年 12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諏訪市都市計画マスタープラン(案)及び諏訪市立地適正化計画(案)の確認 ○ 地区説明会の開催結果について ○ パブリックコメントの実施結果について

1-4 諏訪市都市計画審議会

	開催日	概 容
第 45 回	平成 28 (2016) 年 5 月 30 日	○ 諏訪市都市計画マスタープランの改定及び諏訪市立地適正化計画の策定について
第 46 回	平成 30 (2018) 年 2 月 21 日	○ 諏訪市都市計画マスタープランの改定状況及び諏訪市立地適正化計画の策定状況について
第 47 回	平成 31 (2019) 年 2 月 20 日	○ 諏訪市都市計画マスタープラン及び諏訪市立地適正化計画の承認



諏訪市都市計画マスタープラン改定委員会の様子



諏訪市都市計画審議会の様子

1-5 諏訪市議会

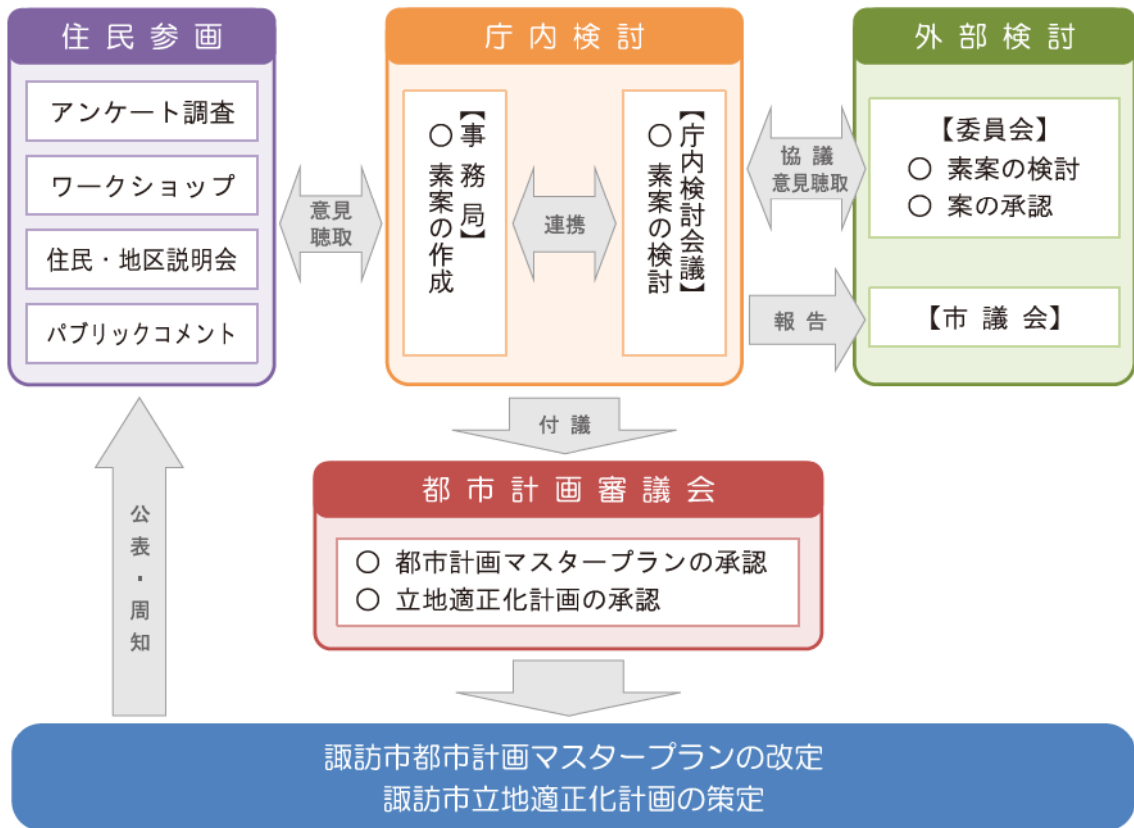
開催日	概 容	備 考
平成 29 (2017) 年 3月3日	○ 平成 28 (2016) 年度アンケート調査結果報告	総務産業委員 協議会にて報 告・説明
平成 29 (2017) 年 12月7日	<p><都市計画マスタープラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画マスタープランの概要 ○ 諏訪市の現況と課題 ○ 全体都市づくり構想 <p><立地適正化計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居住誘導区域の設定について ○ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定について 	総務産業委員 協議会にて報 告・説明
平成 30 (2018) 年 5月21日	<p><都市計画マスタープラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的整備構想 ○ 地域別都市づくり構想 <p><立地適正化計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立地適正化計画の概要 ○ 諏訪市の現況と課題 ○ 立地適正化計画におけるまちづくりの方針 ○ 居住誘導区域 ○ 都市機能誘導区域と誘導施設 ○ 誘導施策 	総務産業委員 協議会にて報 告・説明
平成 30 (2018) 年 9月11日	<p><都市計画マスタープラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画マスタープラン実現に向けて ○ 諏訪市都市計画マスタープラン（案）全体について <p><立地適正化計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 数値目標と評価方法 ○ 諏訪市立地適正化計画（案）全体について <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区説明会の開催について 	総務産業委員 協議会にて報 告・説明
平成 30 (2018) 年 12月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諏訪市都市計画マスタープラン（案）及び諏訪市立地適正化計画（案）全体について ○ 地区説明会の開催結果について ○ パブリックコメントの実施結果について 	総務産業委員 協議会にて報 告・説明

2. 諏訪市都市計画マスタープラン改定委員会委員名簿

	所 属 ・ 団 体 等	氏 名	備 考
関係 団体	信州諏訪農業協同組合 女性部諏訪ブロック長	伊藤 三和子	
関係 団体	諏訪市防火防犯組合連合会会長	岩波 健一	
関係 団体	諏訪市地域医療・介護連携推進センター 副センター長	蟹江 弓子	
公募 市民	社会福祉法人こころ理事長	金子 智子	
関係 団体	長野県宅地建物取引業協会諏訪支部	神山 裕子	
公募 市民	有限会社石柳北原	北原 美智子	
学識 経験者	工学院大学名誉教授	倉田 直道	委員長
関係 団体	諏訪観光協会	小林 世子	H30. 3. 31 まで
		松枝 明美	H30. 4. 1 から
行政 機関	諏訪建設事務所整備課長	水口 森隆	H30. 3. 31 まで
		島崎 政久	H30. 4. 1 から
関係 団体	NPO法人すわ子ども文化ステーション 専務理事	宮澤 節子	副委員長
行政 機関	諏訪警察署交通課長	百瀬 和弥	H30. 3. 31 まで
		請地 貴史	H30. 4. 1 から
関係 団体	諏訪市民生児童委員協議会副会長	矢崎 竹代	
関係 団体	諏訪市教職員会 (諏訪西中学校教頭)	矢崎 知広	
関係 団体	長野県タクシー協会諏訪支部支部長 (諏訪市地域公共交通協議会)	山谷 恭博	
関係 団体	諏訪商工会議所交通対策特別委員長	渡邊 芳紀	

※氏名 50 音順

3. 諏訪市都市計画マスタープラン・諏訪市立地適正化計画の検討体制



4. 用語集

アルファベット

【SNS】

Social Networking Service の略称。インターネット上の交流を通じて社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

あ行

【アメニティ】

場所・気候などの心地よさ、快適さのことで、特に都市計画では、建物・道路・公園などの快適性をいう。

【糸魚川－静岡構造線断層帯】

長野県北部から諏訪湖付近を経由して山梨県南部にかけて延びる長さ約158kmの活断層帯のこと。

【駅の橋上化】

駅舎を2階部分に集約した鉄道駅のこと。

【エリアマネジメント】

特定のエリアを単位に、住民や企業などの民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取り組みのこと。現在、民間主導のまちづくり、官民協働型のまちづくりへの期待から、大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、全国各地でエリアマネジメントの取り組みが実践されている。

か行

【街区公園】

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

【既存ストック】

これまでに整備された道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設等の生活・産業基盤や学校、病院、公園等の公共施設、住宅等の建築物などのこと。

【基盤整備】

生活などの営みに必要な施設を整備すること。単に「基盤整備」という場合、道路、鉄道、上下水道等の都市活動に必要な基盤の整備（都市基盤整備）を指すことが多い。

【旧東洋バルヴ諏訪工場跡地】

諏訪市の工業発展の基礎を築いた旧東洋バルヴ株式会社の諏訪工場跡地であり、諏訪圏工業メッセの会場として利用されていることなどから、活用方法を検討している。

【狭あい道路】

幅員4m未満の道路法による道路、または、建築基準法第42条第2項に規定されるもの。

【近隣公園】

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

【景観行政団体】

景観法に基づき良好な景観形成のための景観施策を実施する自治体のこと。政令指定都市、中核市、都道府県と協議した市町村、その他の区域にあつては都道府県をいう。景観行政団体になると景観法第8条に基づく「景観計画」を策定することがで

き、諏訪市は平成 21（2009）年 4 月に景観行政団体となった。

【景観住民協定】

地域の住民が景観を守り育てるために、一定の区域の建物の色彩や形態などの外観や、緑化・美化活動などに関しての自主的なルールを定め、締結した協定のこと。

【広域ネットワーク機能】

主要な都市間を連絡する機能のこと。道路整備では、国道（高速自動車国道を含む）や県道等により、本市と周辺市町村や県外地域とを網状に連絡する働きのことを指す。

【公共交通】

不特定多数の人が利用する鉄道、バス、航空路、船舶などの交通機関のことで、本計画においては鉄道と路線バスを指す。広義には、市町村やNPO等が自家用車を使用して有償で運送する自家用有償旅客運送や、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行うデマンド型交通、タクシーなども含む。

さ行

【再生可能エネルギー】

太陽光、水力、風力、バイオマスなど、資源が枯渇しないか比較的短期間に再生が可能で、利用時に二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーのこと。

【自動車依存社会】

自家用車の普及や大衆化が進み、移動手段を自家用車に依存した社会のこと。

【社会資本】

日常生活を支える道路や上下水道、公園、病院、学校、公営住宅など、また、土砂災害や洪水から生命・財産を守る砂防施設や

河川施設など、産業や生活の基盤となる公共施設のこと。

【集約型都市構造】

都市機能（医療施設、商業施設、文教施設等）を集積することにより、多くの人が暮らしやすい、歩いて暮らせる環境をつくるとともに、既存ストックの有効活用、環境負荷の低減を図り、また、他の地域との間を公共交通ネットワークで連携した都市構造のこと。

【水源かん養】

森林の土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させゆっくりと流出させることで、洪水を緩和するとともに川の流量を安定させる機能のこと。併せて、水質が浄化される機能も含む。

【ストリートファニチャー】

道路や広場など屋外の公共空間に設置されるすべての施設を総称するもので、主として歩道上に設置される街灯、ベンチ、案内板等の施設のこと。

【スマートインターチェンジ】

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップなどから乗り降りができるように設置させるインターチェンジのこと。

【諏訪市中心市街地活性化基本計画】

諏訪市が平成 14（2002）年 3 月に策定した計画で、空洞化が進行している中心市街地対策のため、中心市街地の都市基盤整備と商業等の活性化の一体的な推進により、活力にあふれた中心市街地を形成することを目的として、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき策定した。

【諏訪市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

諏訪市が平成 27 (2015) 年 12 月に策定した計画で、人口減少と地域経済縮小が進むなか、産業振興や安定した雇用の実現、人口の社会増や自然増への転換を目指し、地域活性化を図るため、国の指針に基づき策定した。

【諏訪市マルチハザードマップ】

諏訪市が平成 27 (2015) 年 3 月に作成した、洪水や土砂災害、地震など自然災害が発生した場合に被害が想定される区域を地図に示し、避難場所などの情報を記載したもの。住民に周知することにより防災意識の向上、自主的な被害軽減行動を促進する。

【諏訪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

都市計画法第 6 条の 2 に基づき策定される計画で、人口、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを、都道府県が都市計画区域ごとに具体的に定めたもの。諏訪都市計画区域においては平成 25 (2013) 年 12 月に策定された。

【総合公園】

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置する。

た行

【第五次諏訪市総合計画】

諏訪市が平成 24 (2012) 年度に策定した計画で、「諏訪市をどのようなまちにしていくか」という目指すべき将来像を掲げ、「その達成に向けてどんな事をしていくのか」という施策を総合的・体系的にまと

めた、長期にわたる行政運営の根幹となる計画のこと。また、市民と課題や目標を共有するための指針となる計画でもある。

「基本構想」と「基本計画」により構成され、「基本計画」は計画期間を前期と後期に分けている。

【断面交通量】

道路を通行する車両（往復）の交通量を断面別に示したもの。車両の台数を方向別、車種別に、1 時間ごとに観測し、12 時間の合計値を示す。

【地域コミュニティ】

「コミュニティ」は、生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っている住民同士のつながりや集まりのことで、そのうち、区や自治会、消防団など、共通の生活地域の集団によるものを「地域コミュニティ」という。

【地区公園】

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。

【長寿命化】

公共施設を将来にわたって長く使い続けるため、適切な時期に改修等を行うことにより、耐用年数を延ばすこと。

【特定用途制限地域】

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成または保持のため、地域の特性に応じた合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域のこと、条例で特定の建築物等の用途が制限される。

【都市基盤】

道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設等の生活・産業基盤や学校、病院、公園等の公共施設など、都市活動に必要な施設のこと。

【土砂災害警戒区域】

土石流や急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、市民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のこと。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、都道府県知事が指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

【土砂災害特別警戒区域】

土石流や急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ市民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のこと。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、都道府県知事が指定し、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われる。

【土地区画整理事業】

土地区画整理法に基づき、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のこと。

な行

【南海トラフ】

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域のこと。この南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地

震を「南海トラフ地震」と呼び、その発生が危惧されている。

は行

【バーチャル】

仮想的で実態を伴わないさまのこと。

【パブリックコメント】

市の基本的な計画や一部条例などを策定する際に、素案の段階で市民に計画案等を公表し、寄せられた意見を参考に最終的な案を作成するための制度のこと。

ま行

【面整備】

道路や下水道施設等の基盤施設の整備に加え、公共建物や公園等を有機的に配置し、宅地も含めて整備することにより、一体的にまちを整備すること。

や行

【優良農地】

集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えた農地のこと。

【ユニバーサルデザイン】

全ての人のためのデザインを意味し、老若男女といった差異や、障がいの有無、能力などに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるデザインのこと。

【用途地域】

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 13 種類がある。用途地域の種類ごとに、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類等が決められている。

ら行

【リーマンショック】

平成 20 (2008) 年 9 月、アメリカの有力投資銀行であるリーマンブラザーズが経営破綻したことを契機に起こった、世界的な株価下落、金融危機、同時不況の総称。

【緑地】

樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはこれらに類する土地（農地を含む）が、単独もしくは一体となって、またはこれらに隣接している土地と一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの。また、都市計画法に基づく「緑地」は、都市施設の種類として定義されている。

【緑被率】

対象となる地域の面積に対し、樹林地、草地、水辺地、農地等の緑地が占める割合のこと。

【連続立体交差】

道路と鉄道との交差部において、鉄道を連続的に高架化または地下化すること。これにより、多数の踏切を無くすことができ、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進することができる。

わ行

【ワーク・ライフ・バランス】

働く全ての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

諏訪市都市計画マスタープラン

2019年3月 策定

編集発行 諏訪市建設部都市計画課
〒392-8511
長野県諏訪市高島一丁目 22 番 30 号
電話 (0266) 52-4141

